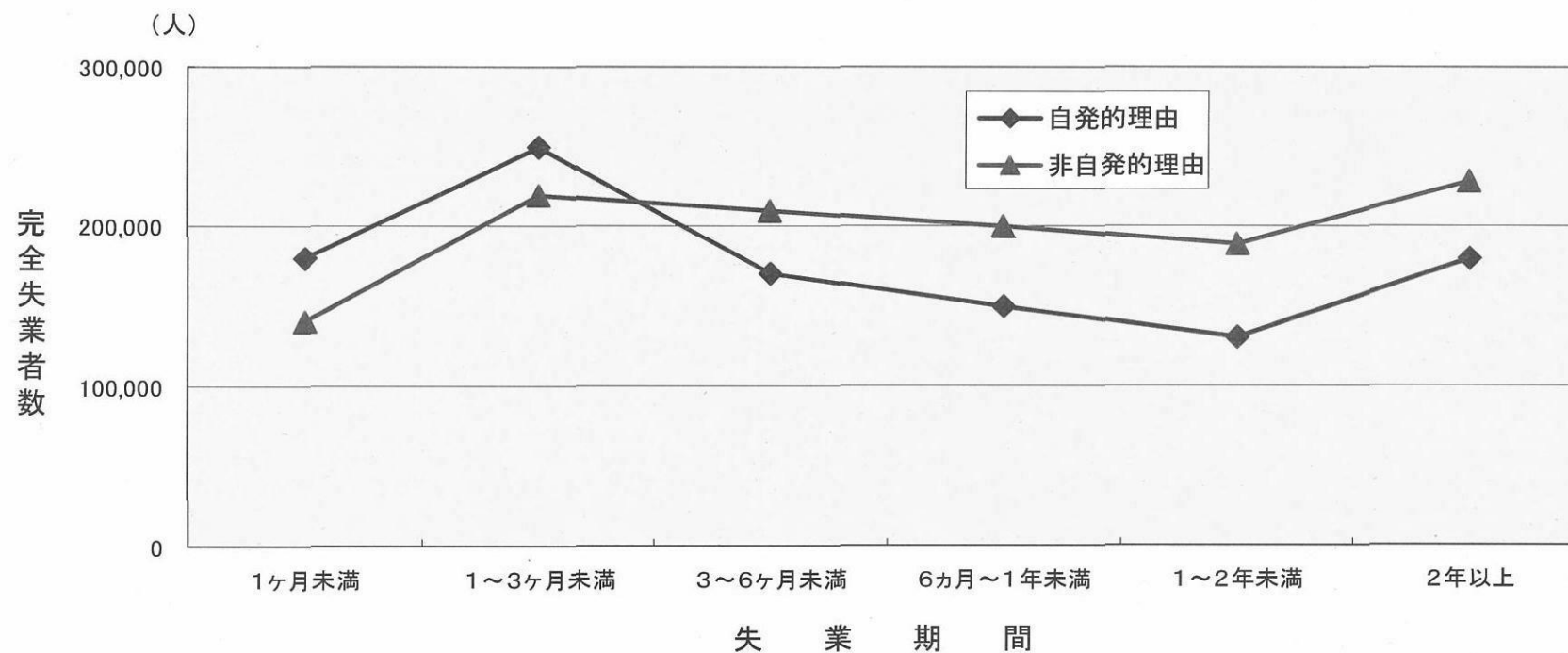


離職理由、失業期間別 完全失業者数

(単位:人)

	失 業 期 間					
	1ヶ月未満	1～3ヶ月未満	3～6ヶ月未満	6ヵ月～1年未満	1～2年未満	2年以上
自発的理由	180,000	250,000	170,000	150,000	130,000	180,000
(割合)	17.1%	23.8%	16.2%	14.3%	12.4%	17.1%
非自発的理由	140,000	220,000	210,000	200,000	190,000	230,000
(割合)	11.6%	18.2%	17.4%	16.5%	15.7%	19.0%



(資料出所)総務省「労働力調査」(平成16年)

基本手当の給付日数について

1 給付日数（原則）

（イ）倒産、解雇等による離職者（ハ）を除く）

被保険者であった期間 区分	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—
30 歳以上 35 歳未満		90 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満		90 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

（ロ）自己都合離職者（ハ）を除く）

被保険者であった期間 区分	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
全年齢	90 日		90 日	120 日	150 日

（ハ）就職困難な者（障害者等）

被保険者であった期間 区分	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
45 歳未満	150 日	300 日			
45 歳以上 65 歳未満		360 日			

2 給付日数（特例）

（イ）訓練延長給付

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する場合に、訓練終了までの間、その者の所定給付日数を超えて基本手当が支給される。

なお、平成 19 年度末までの暫定措置として、35 歳以上 60 歳未満の受給資格者については、複数回の公共職業訓練等の受講を指示することができる。

（ロ）広域延長給付

厚生労働大臣が指定した地域において、広域職業紹介により職業のあっせんを受けることが適当と公共職業安定所長が認定する受給資格者について、所定給付日数を 90 日を超えて基本手当が支給される。

（ハ）全国延長給付

失業の状況が全国的に著しく悪化し、一定の基準（基本受給率 4 % 超）を満たす場合に、全ての受給資格者について所定給付日数を 90 日を超えて基本手当が支給される。